

控訴状

令和3年5月28日

札幌高等裁判所御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 熊谷信太郎

同 弁護士 布村浩之

同 弁護士 堀越充子

同 弁護士 宗野恵治

同 弁護士 石島正道

同 弁護士 栗山雅史

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還等請求控訴事件

訴訟物の価額 金138万8093円

貼用印紙額 金 1万8000円

上記当事者間の

不当利得返還等請求

事件について、令和3年5月13日に言い渡された判決に不服があるから、控訴を提起する。

第1 原判決主文の表示（注：「原告1」は「[]」、「原告2」は「[]」を指す。）

- 1 被告は、原告1に対し、17万6787円及びこれに対する令和3年5月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告2に対し、121万1306円及びこれに対する令和3年5月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告らの、その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って、準備書面で主張する。

附 屬 書 類

- 1 資格証明書 1通

当事者目録

〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田4259番地
控訴人 独立行政法人日本学生支援機構
上記代表者理事長 吉岡知哉

〒100-6125 東京都千代田区永田町2丁目11番1号

山王パークタワー25階2509区

熊谷綜合法律事務所(送達場所)

電話 03-3597-0013

FAX 03-3597-0015

控訴人(一審被告)訴訟代理人 弁護士 熊谷信太郎
同 弁護士 布村浩之
同 弁護士 堀越充子
同 弁護士 宗野恵治
同 弁護士 石島正道
同 弁護士 粟山雅史

〒

被控訴人

〒

被控訴人